



WINPEC Working Paper Series No. J2403
September 2024

取引に使用される貨幣の交替と信用：
明治維新期の東讃岐地方の事例から

鎮目 雅人

現代政治経済研究所
(Waseda INstitute of Political EConomy)

早稲田大学

1. はじめに：問題意識と分析対象

本論では、貨幣と信用の関係を探るとの観点から、商品の売買や賃金の支払いなどさまざまな取引に使用される貨幣の選択が問題となった歴史上の事例を取り上げ、取引の当事者が取引の種類に応じて貨幣を使い分けていた可能性について検討する。

標準的な経済学のテキストでは、貨幣の必要性を、物々交換における「欲求の二重の一致」の欠如に求め、「貨幣を使用することに交換がより容易になり、希少な資源を効率的に配分することが可能となる」と説明したうえで、交換手段、計算単位、価値保存手段の3つを貨幣の基本的機能として挙げることが多い（これに加えて債務返済のための支払手段を含めた4つとすることもある）¹。その際、特定の貨幣の単位で示される数値が事物の価値を表すことが暗黙の前提となっている。例えば、鶏卵1ダースが300円、通勤電車の初乗り運賃が180円といった具合に、特定の貨幣の単位（この場合は日本円）で表示される金額が、われわれの日常の様々な取引の価値の基準となっている。また、現代の社会では、ある地理的領域で使用される貨幣の単位は1種類で統一され、日本国内であれば、日本円、米国内であれば米ドル、ユーロ・エリアであればユーロが使用されている。

異なる貨幣の単位間の関係は、通常の場合、為替レートで示される。例えば、1米ドル＝150日本円の為替レートの下では、この交換比率で円建ての貨幣と米ドル建ての貨幣（例えば紙幣とコイン）が両替される。しかしながら、このことは、必ずしも、日本円の単位で示されるさまざまな事物の価値が、米ドルの単位で示される事物の価値と同一であることを意味しない。よく知られた事例に、「ビッグ・マック指数」というものがある。これは、マクドナルドのビッグ・マックが各国の貨幣単位ではいくらかで販売されているかを示した指数である。2024年1月現在で、日本円で450円、米ドルで5.69ドルという数値が報告されている²。同様に、博多ラーメン・チェーンの一風堂の定番商品である「白丸元味」をいくらかで注文できるかを示す「白丸元味指数」を作成することもできる。アメリカ国内、例えばニューヨークにも一風堂の店があり、日本円で850円（2023年12月現在）³、米ドルで14ドル＋チップ（2024年3月）⁴という数値が報告されている。ここで、（2023年12月から2024年3月までの間に、白丸元味の日本国内での販売価格が大きくは変化していないことを前提に）ビッグ・マックと白丸元味の相対価値が日本円と米ドルとの間で異なっている点

¹ 例えば、マンキュー（2019）を参照。

² <https://jp.statista.com/statistics/1357277/big-mac-index-global-prices-for-a-big-mac>（2024年8月6日アクセス）。

³ <https://www.umenu.jp/menus/32.html>（2024年8月6日アクセス）。

⁴ <https://ushigyuu.jp/newyork-ippudo/>（2024年8月6日アクセス）。

に着目したい。為替レート如何にかかわらず、日本円で 900 円あればビッグ・マックを 2 個食べることができる一方、白丸元味 1 杯を食べるとお釣りがくる。これに対して、米ドルで 12 ドルあればビッグ・マックを 2 個食べてお釣りがくる一方、白丸元味は 1 杯も食べることができない。すなわち、日本円建てで行われる取引に比べ、米ドル建てで行われる取引においては、ビッグ・マックよりも白丸元味の方が相対的に高い価値が与えられていることになる⁵。このように、同一の貨幣を使用することは、事物の相対的な価値を単一の体系で表現し、共有することにつながる一方、異なる貨幣の単位を使用することは、事物の相対的な価値を異なる体系で表現し、共有することにつながる。

こうした価値体系の違いの背景について、経済学では、原料となる非貿易財の地域差や消費者の嗜好の違い等により説明することができる。しかしながら、一人の人物が同じ地域内で直面する事物の相対的な価値が、使用する貨幣によって異なっていた可能性はないだろうか。黒田明伸は、共通の貨幣を使うことについて緩やかな合意をした人びとの集団を「支払協同体(currency circuit)」(黒田 2014: 15) と呼び、同一の貨幣を使用する集団に着目した分析の必要性を指摘する。また、グレーバーによれば、「貨幣は価値の具体的しるしくトークン>である。価値とは、各行為者の行為がより大きな社会的全体へと統合されることで、その行為者自身にとって、意味を帯びたものとなるあり方」(グレーバー 2022: 116) であり、「価値は、主に公共の、共同体の空間において流通する具体的な価値の媒体によって実現される」(グレーバー 2022: 126)。「価値の実現はつねに、そして不可避免的に、比較の過程である。そのために、価値の実現の過程はつねに、そして不可避免的に、少なくとも想像上のオーディエンスの存在を必要とするのである。すでに述べたように、行為者にとって「社会」とは、通常、単にこのオーディエンスのことなのである」(グレーバー 2022: 145) と述べ、ある集団の中で、価値を表現し、共有する媒体、言い換えれば、ある社会において表現され、共有されている価値体系の表象物として貨幣を位置づける⁶。

ある地理的領域(例えば国民国家の主権が及ぶ領域)において使用される貨幣の単位が統一されている状況が生まれたのは、貨幣の長い歴史からみると比較的新しいことである。日本で全国統一の貨幣単位としての円が使用され始めたのは 1871(明治 4) 年のことであり、欧米でも、19 世紀のある時期までは複数の貨幣の単位が使用されていた。各地域により経緯は区々であったが、ひとつの地理的領域内(多くの場合は国家の統治範囲と一致した)における貨幣の単位の統一とともに、中央銀行と民間金融機関からなる二層の専門金融機関が専ら貨幣の供給を担う体制が整備されることによって、貨幣の単位の統一が行われた。そ

⁵ 標準的なチップが表示価格の 20% であると想定すると、チップ込みの価格は 14 ドル × 1.2 = 16.8 ドルとなる。日本円建てでは、ビッグ・マック 1 個は白丸元味 0.53 杯分にあたるのに対し、米ドル建てでは、ビッグ・マック 1 個は白丸元味 0.34 杯にあたる。

⁶ この点については多くの先行研究が存在する。例えば、吉沢(1981)、ドッド(1998)、アグリエッタ & オルレアン(2012)などを参照。

れ以前においては、各地域内で複数の貨幣の単位が使用され、人々は時と場合に応じて、複数の貨幣の単位を使い分けていたのである。例えば日本では、江戸時代から明治初期においては、両建て、匁建て、文建ての金属貨幣が流通していたほか、領主が発行する藩札や商人などが発行する私札が流通し、ひとつの地域内で複数の貨幣の単位が並行して使われる事例が数多くみられた。

先に、現代の社会では、ある地理的領域で使用される貨幣の単位は 1 種類で統一されていると述べたが、近年、こうした前提が揺らいでいる。その事例として、ビットコインなどの暗号資産や、地域のコミュニティ内でのみ使用される地域通貨が挙げられる。ある意味では、先祖返りの状況が生じつつあるのかもしれない（鎮目 2023）。そこで本論では、現代への含意を意識しつつ、明治初期の日本において、人々が貨幣の単位を使い分けていた状態から、貨幣の単位が統一される過程で、人々がどのような対応をとっていたかをみていきたい。具体的には、讃岐国（現在の香川県）の東端に位置する大内（おおち）郡引田（ひけた）村で醸造業を営んでいた商家の会計帳簿を用い、旧貨幣単位の匁から新貨幣単位の円への移行時期に取引に使用される貨幣がどのように変化したかをみていく。結論を先取りすると、旧来の取引慣行が根強く残っていた面があったこと、および取引の種類によって移行時期にズレが生じていた可能性があることが分かる。

2. 江戸時代の日本経済における讃岐国引田村と佐野家の位置づけ

（1）江戸時代の日本経済⁷

江戸時代の日本においては、米納年貢制と参勤交代制の下で、諸大名を中心とする領主層は参勤交代の道中と江戸藩邸の維持に充てる費用を得るために年貢米（領主米）を換金する必要がある、これが領主米流通の中心地であった大坂所在の商人を主な担い手とする遠隔地商業とこれに関連する金融の発展を促した（本城 2002）。

江戸時代の貨幣制度は、幕府が事実上、両・匁・文を単位とする 3 種類の金属貨幣の発行管理を独占し、三貨制度と呼ばれた。領主米その他の商品にかかる遠隔地取引については、商人がこれを担った（作道 1961、岩橋 2002）。

時代が進むにつれ、独立小農制と年貢の村請制に基づく農村の自治、さらに江戸時代中期以降に採用された年貢徴収方法の変更等が複合的に作用して、生産・経営技術の革新を通じた農業生産性の向上と特産品の生産・流通の拡大を促した。これは、農民層に貨幣所得の増大と資産の蓄積をもたらすとともに、都市部だけでなく農村部においても貨幣を仲立ちとする商品経済が浸透していくことに繋がった（新保・長谷川 1988）。

一方で、貨幣材料となる金、銀、銅などの金属の供給量に制約があったため、江戸時代を通じて、領主や商人などが特定の地域内で流通する藩札・私札を発行した。とくに、江戸時代後期に入ると、領主が直営の産物会所（国産会所など他の名称で呼ばれることもあった）

⁷ この項の記述は鎮目（2023）に依っている。

を設立し、産物会所が紙幣の発行により領内における特産品の生産と販売を奨励し、領内経済の振興と年貢外収入の増加を目指す「殖産興業」政策が行われた（堀江 1933、西川・天野 1988、岩橋 2002）。

（２）讃岐国引田村

讃岐国（現在の香川県）東部では、1640（寛永 17）年に御家騒動により高松藩主生駒高俊が讃岐一国 17 万 1,800 石を没収されて出羽国に移封され、1642（寛永 19）年に松平頼重が東讃岐 12 万石の領主となった後、1871（明治 4）年の廃藩置県まで親藩である松平氏の支配が続いた（木村・藤野・村上 1990：431-432）。

引田村は讃岐国の東端に位置し、讃岐国を東西に横断する街道である中筋大道は、東に接する阿波国から大坂峠を経てまずは引田村に入っていたほか、高松・大坂間の航路においても讃岐国最初の港は引田であった。引田村は讃岐国の中で大阪や阿波に通じる海陸交通の東の玄関口に位置していたことになる。

図 1 は参勤交代の際に高松藩主が乗る御座船の高松から大坂までの航路を示したものである。これをみると、南路をとる場合、藩主の御座船は高松から東進して引田を通り、そこから淡路島の西岸を北上して明石海峡を経て大坂方面へ向かっていた（香川県 1989: 508、なお、もう一つの北路は高松から瀬戸内海を横断して備前国牛窓に向かい、そこから山陽道沿いに瀬戸内海の北岸を東進するものであった）。年貢の算定にあたり藩の役人が村々の実際の収穫高を検分する際にも、陸路ではなく海路で引田入りしていた（1860=万延元年）との記録がある（引田町史編さん委員会 1995: 298）。

図 1 参勤交代における高松から大坂までの航路

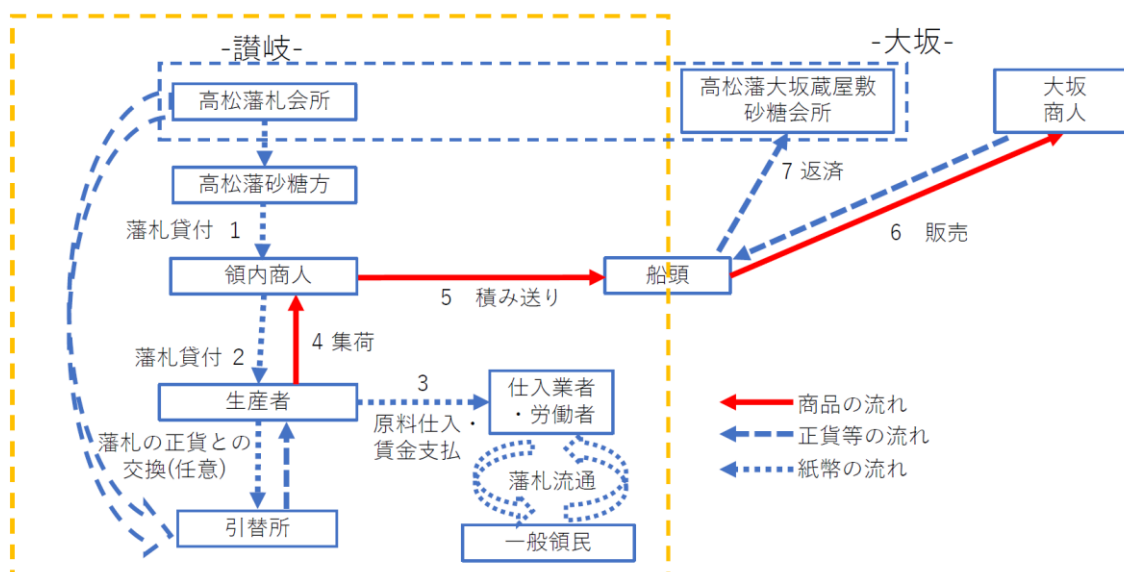


出所：香川県（1989） 508 頁。

高松藩の領内では、「讃岐三白」と呼ばれる特産品である砂糖・塩・木綿の生産が盛んで、藩の殖産興業政策の一環として藩札を活用した生産の奨励が図られていた（西川・天野 1989: 193-202）。引田村周辺は甘蔗（サトウキビ）の栽培が盛んで、引田村が属する大内郡は領内最大の砂糖産地であり、引田は砂糖の積出港として栄えた。また、引田村内では醤油や酒の醸造も行われ、醤油は高松や領外へも出荷されていた（引田町史編さん委員会 1995: 345-351）。

引田村の 1857（安政 4）年の石高は 1166 石余、家数 917 戸、家族を含めた人口は 3551 人で、その内訳は武家 14 人、本百姓 2251 人、間人（小作人）407 人、漁夫 232 人、本水夫 142 人、賃水夫 175 人、船大工 8 人、酒屋 15 人、桶師 30 人、大工 81 人、左官 24 人、畳師 10 人、鍛冶 15 人、紺屋 12 人、木挽 20 人、林守 13 人、池守 10 人などとなっている（引田町史編さん委員会 1995: 276）。引田村の産業の中心は農業であったが、商工業・海運業の集積も相応に進んでいたことが窺われる。

図 2 砂糖為替方式による特産品生産と藩札発行



出所：香川県（1989）、木原（2009）をもとに筆者作成。

図 2 は砂糖を例に高松藩領内における特産品の生産と藩札発行の関係を図式化したものである。高松藩は札会所という藩営金融機関を設立し、これを通じて砂糖為替金という制度を運営していた。具体的な運営方式は次のとおりである。①札会所が藩札を発行して領内の商人に貸し付ける。②貸し付けを受けた商人は特産品の生産者にこの藩札を前貸しし、③生産者は藩札を使って原材料の仕入れや労働者の雇用を行い、特産品を生産する。④生産された特産品は領内商人の手で集荷され、⑤商人から大坂での販売を委託された船頭の手で大

坂に向けて積み出される。⑥船頭は積荷の特産品を大坂商人に販売し、⑦その代金で藩の大坂蔵屋敷に置かれた会所に借入金を返済する（西川・天野 1989: 196-202、木原 2009: 15-48, 64-80）⁸。札会所は藩の組織であるが、藩札の発行や流通管理など実際の運営は御用商人（掛屋）に行わせるとともに、高松城下の札会所をはじめとする領内数か所に、藩札と幕府発行の金属貨幣とを引き替えるための引替所が置かれた。さらに同藩は、藩札の円滑な流通を図るため、年貢米のうち銀納（銀で納めることとされた）分その他の雑税、町や郷への貸銀の返済など、領民から藩庁への支払いの際にはすべて藩札で収めさせることとした（木原 2009: 95）。

藩札の発行により領内における特産品生産が促進され、これを領外（大坂など）で販売することで藩財政が潤い、藩札の信用も維持される。原材料の仕入れや労働者の賃金などのかたちで領内に散布された藩札は、領内のさまざまな商取引の決済手段として利用され、信用が維持される限り円滑に流通する。しかしながら、札会所が藩の財政赤字補てんのため特産品の生産に必要とされるよりも大量の藩札を発行したり、領外での特産品の販売不振や特産品価格の下落により損失が発生したりすると、藩札の信用が損なわれ、藩札の価値下落や受け取り拒否を惹き起こし、円滑な流通に支障が生じることとなる。実際に、1757（宝暦 7）年に領内の特産品生産を奨励するために藩札（宝暦札）が発行されたが、その後藩札の価値が下落したため、1833（天保 4）年に宝暦札を回収して新しい藩札（天保札）を発行し、それ以後は幕末まで天保札の流通は安定したとされている（木原 2009: 93-129）。

（3）佐野家

佐野家（屋号：井筒屋）は、引田村内で代々醤油と酒の醸造・販売業を営み、とくに醤油に関しては、材料を高松城下や他国から買い入れる一方、製品である醤油を高松城下や他国でも他の商人に委託して販売していた。江戸時代の同家は、庄屋などの公職に就くことはあまりなかったが、幕末維新期にかけて事業を拡大し、1856（安政 3）年には、高松城下で委託販売を行う店をそれまでの 2 軒から 3 軒に増やしたいと藩に願い出ている。その際に添付された資料には、引田村の醤油醸造家 4 軒が高松城下で合計 18 軒の醤油卸売店と委託販売契約を結んでいることが記されている（引田町史編さん委員会 1995: 349）。なお、1857（安政 4）年に佐野家は、3492 挺（1 挺＝樽ひとつ分）を引田村内とその周辺地域で、2165

⁸ 高松藩が砂糖為替金を開始したのは、大坂商人に対する債務返済のためであり、藩は大坂蔵屋敷にて「正金」で納付された返済金を債務返済に充てていた（木原 2009: 39, 70）。「正金」を字義通りに読めば幕府発行の両単位の金属貨幣（1 両小判、二朱金など）を指すが、大坂では両替商に置かれた預金が幕府発行の金属貨幣と同等の価値を持つ決済手段として使われていたので、「正金」が実際には両替商への預金を指していた可能性もある。なお同藩は負債の返済に努め、廃藩置県時には現金数十万両と貸付金約 102 万円を県庁に引き継いだとされる（木原 2009: 88）。

挺を高松城下で、そして 820 挺を「阿州表」（阿波国）で販売していた。また、1860（安政 6）年には「紀州売」の記載もみられる（引田町史編さん委員会 1995: 350）。天保札発行時には領内各地に藩札と幕府正貨との引替を行う引替所が置かれたが、その際に佐野家の当主は、大内郡は砂糖生産が盛んな地であり引田には領外各地から廻船がやってくるため藩札が不足しているとして、札会所に対し、新たに引田に引替所を置き自らをそれに任ずることを願い出て認められ、1870（明治 3）年まで引替所の業務に従事した（香川県 1989: 196-197、木原 2009: 121、加藤 2012: 254-256）。

香川県立文書館には、文政期～昭和期にかけての佐野家の現金出納、原材料や商品の売買等、事業経営を中心とする取引に関する帳簿類が所蔵されている。本論では、そのうち「金銀出入帳」（「大福帳」）と「世帯帳」を中心に分析を行う。

以下、加藤・鎮目（2014: 89）に基いて、「金銀出入帳」と「世帯帳」の概要を述べる。「金銀出入帳」は、受取と支払の両方について、1 年間の出納記録を網羅的に記帳したもので、経営体としての佐野家が外部から受け取った金銭的資産と、佐野家が外部に支払った金銭的資産が記載されている。ここで金銭的資産という表現を用いるのは、当時において現金として認識されていた貨幣（金属貨幣、紙幣）のほか、手形の授受や帳簿への記載により債権債務の増減として認識される貨幣的価値の増減を含んでいるためである。なお、一部の取引については、複数の同種取引が旬毎に集計されたかたちでまとめて記載されている。

「世帯帳」は、佐野家が 1 年間に実施した小口の支払いについて、取引 1 件毎の明細を記載したものである⁹。「世帯帳」において 1 件毎に明細が記載される取引については、「金銀出入帳」においては旬毎の集計値が記載される扱いとなっている。したがって、「金銀出入帳」と「世帯帳」をあわせると、佐野家が 1 年間に行った金銭的資産の受払の全体像を概ね把握できることになる¹⁰。

3. 幕末維新期の東讃岐における貨幣の流通

佐野家の帳簿に取引が記載される際の貨幣単位は、1876（明治 9）年まで原則として匁建

⁹ 「世帯帳」には、村内の商人に対する月毎の節季払い、使用人等に対する賃金の支払い、その他日々の小口支払いが記載されている。支払いは、「諸小遣」「呉服物」「飯米留」「米踏賃」「飯麦留」「麦踏賃」「酒肴留」「醤油味噌留」「薪代」「油蠟燭」「八百屋物留」「米駄賃」「給銀」「大工作料」「左官作料」「材木留」「日雇代」「女日雇」に分類されている。このうち「諸小遣」「呉服物」「酒肴留」「八百屋物留」「材木留」については、日々の小口の支払いとともに、節季払いにおける月毎の支払いが記載されている。

¹⁰ 金銭的資産の受取に関しては、主力商品であった醤油について売掛債権を記載する「醤油覚」（「売掛帳」）が存在する。「醤油覚」に記載されている売掛金の記録をみると、数日に 1 回の割合で量り売りされていた模様であり、これを原則として旬毎にまとめたかたちで「金銀出入帳」に記載されている。

て、1877（明治 10）年から全面的に円建てとなっている。しかしながら、これについてはいくつか留意すべき点がある。

留意すべき第 1 の点は、匁建てという場合の貨幣単位としての「匁」の位置づけの変化である。江戸時代のいわゆる「三貨制度」の下では、幕府が金属貨幣の発行を事実上独占し、両建ての計数金貨（小判<1 両>、二分金<2 分の 1 両>、一分金<4 分の 1 両>、二朱金<8 分の 1 両>）、匁建ての秤量銀貨（丁銀、豆板銀）、両建ての計数銀貨（二朱銀<8 分の 1 両>、一朱銀<16 分の 1 両>）、文建ての銭貨（一文銭、四文銭、十文銭、百文銭）を発行していた。両建て、匁建て、文建ての 3 種の貨幣単位は相互に独立しており、幕府は三者間の為替相場（金銀相場、金銭相場、銀銭相場）を定めたが、実際の相場はさまざまな要因で日々変動しており、大坂の有力な両替商の間での交換相場が各地の基準となっていた。これに加えて各藩や商人等は、上記の貨幣単位で表記される紙幣（藩札、私札）を発行していた（日本銀行貨幣博物館 2017）。

江戸時代の前期においては、金貨は両建ての計数貨幣、銀貨は匁建ての秤量貨幣、銭貨は文建ての計数貨幣（銅貨）という構図であったが、江戸時代後期には、農村部を含めた全国的な市場経済の浸透を受けるかたちで幕府は小額貨幣の発行を増やし、その一環として匁建ての秤量銀貨を鋳直して両建ての計数銀貨を発行したことから、匁建ての秤量銀貨の流通量が減少した（岩橋 2002: 443-451、岩橋 2019: 48-54）。しかしながら、高額面の取引が匁建てで行われていた大坂との関係が深い地域では匁建ての取引慣行が根強く残り、これらの地域では匁建ての藩札が使用されることが多かった¹¹。ただし、一口に「匁建て」と言ってもその内実は多様であり、藩札の中には、大坂の銀相場に連動した文字通りの匁建てのほかに、額面表示は「匁」でありながら実際に流通している両建て金銀貨や文建て銭貨との固定レートを設定し、その額面価値を実質両建てないし実質文建てとしたものも少なからず見受けられた（岩橋 2002: 442-443、岩橋 2019: 299-325）。

讃岐国高松藩領内の事情をみると、高松藩札の額面は、宝暦以来一貫して匁建てであった。天保期以降、佐野家が従事していた引替所の規定によると、匁建ての藩札は正金銀（匁建ての秤量銀貨と両建ての計数金銀貨）および銭（文建ての銭貨）と交換されるはずであったが、実態としては専ら幕府が発行する両建ての計数金銀貨と藩札との交換が行われていた。天保期から慶應年間にかけて佐野家の運営する引田村の引替所では、年間 1,500 両～2,500 両程度の計数金銀貨が持ち込まれて藩札と交換される一方、500～1,000 両程度の藩札が持ち込まれて計数金銀貨と交換されていた。一方、秤量銀貨との交換は記録されておらず、東讃岐地方周辺で秤量銀貨が流通していた可能性は低かったと考えられる（加藤・鎮目 2014: 85）。

天保期以降の藩札交換相場をみると、1834（天保 5）年から 1852（嘉永 5）年頃までは 1

¹¹ 筆者は貨幣博物館の協力を得て同館が所蔵する藩札・私札等の画像公開を進めているが、2023 年 8 月時点で画像が公開されている藩札・私札等 16,409 点のうち 7 割弱にあたる 10,883 点の額面が匁建てである（鎮目 2023: 58）。

両＝64.2～64.5 匁で安定的に推移したが、ペリーが来航した 1853（嘉永 6）年の 11 月に 70.5 匁へと一気に匁安となり、翌年 10 月に 72.5 匁へとさらに下落、その後しばらく同水準が維持された¹²。この時期までの藩札交換相場は、概ね大坂における金銀相場に連動しており、高松藩札は文字通り匁建ての藩札であった。開港後、大坂の金銀相場はさらに大幅な匁安が進むが、安政五か国条約に基づいて横浜などが開港された 1859（安政 6）年以降、高松藩札は 1 両＝74.5 匁で交換相場が固定され、その後、変更はなかった。高松藩札は 1859 年を契機に匁建て紙幣から実質両建て紙幣に変更されたとみることができる（加藤 2012: 250、加藤・鎮目 2014: 85）。

留意すべき第 2 の点は、明治維新後に矢継ぎ早に貨幣制度改革が実施される中で生じた、取引で使用される貨幣の変化である。既述のとおり、佐野家は 1876（明治 9）年まで原則として匁建てで帳簿の記載を行い、1877（明治 10）年から円建ての記載に移行したが、記帳された貨幣単位と実際に授受されていた金銭的資産の貨幣単位が一致していた保証はない。とくに、明治ゼロ年代には旧幕時代から使われてきた両・匁・文という複数の貨幣単位から円という貨幣単位への統一が行われるとともに、旧幕時代から存続していた金属貨幣や藩札、新政府が発行した紙幣など、さまざまな貨幣が流通していた。経営体としての佐野家が帳簿の記載に使用した貨幣単位とは別に、各種取引の決済がどの貨幣によって行われていたかを知ることは、佐野家の帳簿を分析する際に欠かせない情報であると同時に、当時の当該地域の社会や経済の状況を知るうえで重要な知見を提供する。

4. 明治維新後の貨幣制度改革と引田村

ここで、明治時代における貨幣制度改革の経緯を簡単に振り返っておこう。明治政府は、1868（明治元）年に両建て不換紙幣である太政官札（翌年に民部省札）を発行するとともに、旧幕時代の秤量銀貨である丁銀・豆板銀の通用を停止する旨（いわゆる「銀目廃止」）を布告した¹³。続いて 1871（明治 4）年、新貨条例を制定し、円という全国統一の新たな貨幣単位を導入するとともに、同年に行われた廃藩置県当日の各藩札の流通相場でそれまで流通していた藩札を円建て貨幣と引き換える旨を全国に布告した。翌 1872（明治 5）年には円建ての新紙幣である明治通宝札を発行するとともに、米国の National Bank 制度をモデルに国立銀行条例を制定し、兌換紙幣発行の権限を有する民間銀行の制度を導入した。1876（明治 9）年には国立銀行条例を改正して国立銀行紙幣の兌換義務を撤廃し、緩和された条

¹² 開港直後から大坂を中心に激しい「金高銀安」（両高匁安）現象が進行したことが知られる。その原因については、開港以降の御用金（幕府による商人からの借入れ）の頻発などの結果、両建ての金属貨幣が吸い上げられた一方で、銀建ての手形が乱発されたため、等の仮説が提示されているが、定説はない（梅村・山本 1989: 42）。

¹³ もっとも、不換紙幣としての太政官札の相場は安定せず、金属貨幣の 1 両を下回る相場で取引されることも多かったとされる（小林 2015: 102）。

件の下で 1879（明治 12）年までに全国に 153 行の国立銀行が設立された¹⁴。その後、明治政府は国立銀行の紙幣発行権限を廃止するとともに、紙幣発行権限を集中させる中央銀行の設立へと方針を転換し、1882（明治 15）年に日本銀行を設立、1885 年から兌換紙幣である日本銀行券の発行が開始された。1899（明治 32）年までにすべての国立銀行の営業が終了（多くは紙幣の発行権限を有しない普通銀行に転換）するとともに、同年を以って政府紙幣の通用が停止され、日本銀行券による紙幣の統合が実現した。

1871（明治 4）年の新貨条例施行前の金属貨幣と紙幣の全国流通量は 2～3 億円程度と推定される。このうち江戸時代から継続して使われてきた両建ての計数金銀貨が 116～128 百万円と約半分を占め、明治維新後に新政府が発行した両建ての紙幣が 56 百万円、各藩の藩札が 40 百万円、明治初年に設立された為替会社の発行する紙幣が 10 百万円、文建ての銭貨が 6 百万円、匁建ての秤量銀貨が 1～3 百万円との推計がある。地域毎に多様な様相を呈しつつ、同一地域の内部でも多様な貨幣が使用されていたことが窺われる。約 10 年を経た 1880（明治 13）年になると、金属貨幣と紙幣はすべて円建てで統一され、その流通量は 204 百万円と推定される。その内訳は、政府紙幣が 125 百万円、政府が発行した金属貨幣が 45 百万円、国立銀行紙幣が 34 百万円となっている（鎮目 2023: 58, 62-63）。

1871（明治 4）年の新貨条例では、従来の通貨 1 両が新貨幣 1 円に相当すると定められ、同年、本位金貨（20、10、5、2 円）、補助銀貨（50、20、10、5 銭）、および貿易に使用するための銀貨（貿易銀、1 円）、1874（明治 7）年から円単位の銅貨（2、1、半銭、1 厘＜10 分の 1 銭＞）の発行が開始された¹⁵。1 両＝1 円とする一方、1 円未満の補助貨幣については四進法から十進法への変更が行われた。1872（明治 5）年に発行が開始された新紙幣（明治通宝札）は、100、50、10、5、2、1 円、50、10 銭の額面を持ち、高額から小額まで幅広いロットの取引に使用されることが想定されていたことが窺われる。これに対して 1873（明治 5）年から発行が開始された国立銀行紙幣の額面は 20、10、5、2、1 円であり、主として高額取引に使用されることが想定されていたことが窺われる。

明治維新時において、高松藩領内では、手交貨幣として主に高松藩札（天保札）が使用されていた。その額面は、100、10、1 匁、3 分（10 分の 3 匁）、2 分（10 分の 2 匁）の 5 種類が確認されている。1 両＝74.5 匁の相場から逆算すると、100 匁は 1.34 両に相当する一方、2 分はその 50 分の 1 であり、高額面から小額面の取引まで幅広く使用することが可能

¹⁴ 1876 年の国立銀行条例改正の背景には、近代的な貨幣・金融制度の確立という側面と並んで、同時期に行われた秩禄処分により既得権としての秩禄受給権を失った士族に対して代償措置として支給された金禄公債を国立銀行への出資に利用できるようにするという士族授産事業としての側面があったことが指摘されている（杉山 1962、神山 1994 ほか）。

¹⁵ 小額貨幣の不足を補うため、江戸時代に発行された金属貨幣のうち銭貨については換算相場を定めたうえで引き続き通用が認められた（日本銀行調査局 1973: 221-225）。

な紙幣であった。このほか、銭貨も使われていた形跡がある（加藤・鎮目 2014: 85）。

明治維新後も各藩の領地では藩主が江戸時代と同様の支配体制を敷いていたが、1871（明治 4）年の廃藩置県に伴い藩が消滅したため、藩札はその発行根拠を失い、円建ての新貨幣と交換されることとなった。しかしながら、旧高松藩領内では、藩札の新貨幣との交換の期限は再三にわたり延長され、最終的に香川県内における藩札の引替が完了したのは 1879（明治 12）年であった（加藤・鎮目 2014: 86-87）¹⁶。以下では、この間の経緯を見ておきたい。

高松藩は、戊辰戦争勃発時に幕府軍に属していたことから、明治維新後は賊軍と見なされ、一時期土佐藩に占領された（香川県 1987: 6-18）ほか、明治前期には 2 度にわたり他県に編入されていた。すなわち、廃藩置県後に現在の香川県とほぼ同じ県域を有する県として発足したが、その後、1873（明治 6）年 2 月に現在の徳島県および淡路島を含む名東県（県庁所在地：徳島）に合併され、1875（明治 8）年 9 月に分離して香川県となるも、1876（明治 9）年 8 月に今後は愛媛県に編入され、最終的に 1888（明治 21）年 12 月に現在の県域が確定した（香川県 1987: 58-73, 144, 223-247）。

明治維新後に高松藩の札会所から引替所に対して出された通達によると、高松藩による公定相場は、1869（明治 2）年 2 月（旧暦、以下同様¹⁷）に金札（太政官札）1 両に対し正銀 57 匁、同 3 月には金札 1 両に対し正銀 48 匁、翌年 1 月には正金ならびに金札 1 両に対し正銀 60 匁となっている（加藤・鎮目 2014: 87）。また、1871（明治 4）年 7 月の廃藩置県に際して、明治政府から各藩に対して廃藩置県当日の藩札相場を報告するようにとの指示があり、高松藩では 1 両＝60 匁＝10 貫文の届けを出したのに対して、同年 12 月に明治政府から藩札 100 匁＝1 円 33 銭 3 厘すなわち 1 円＝75 匁の換算相場が示された（日本銀行調査局 1973: 231）。

明治維新後の佐野家が日々の取引を帳簿に記載する際には、原則として 1869（明治 2）年までは 1 両＝75.62 匁、1870（明治 3）～1871（明治 4）年にかけては 1 両＝60 匁、1872（明治 5）年以降は 1 両＝75 匁の換算相場を用いていた。もっとも、個々の取引についてやや詳しくみると、これと異なる相場が用いられる場合も少なからず存在し、その場合には個別に換算相場が注記されている。また、佐野家が毎年年初に資産の棚卸の結果を記載する「譲受身上有物帳」をみると、1870（明治 3）年から 1872（明治 5）年にかけては、1 両＝60 匁と 1 両＝75 匁前後の相場が混在している。なお、引田村の隣の馬宿村の商家の帳簿で

¹⁶ 小額面の藩札については、交換用の新貨が不足していたため、1872（明治 5）年 7 月の布告で、大蔵省の押印を施した後、当分はそのまま津要させることとした。

¹⁷ 政府は 1873（明治 6）年から新暦（太陽暦）に移行するが、佐野家ではその後も毎年の帳簿を旧暦（太陰暦）の 1 月 1 日から開始し、旧暦の 12 月 31 日で締めている。もっとも、1873 年以降は、日付の記載は原則として新暦で行われ、旧暦の日付を補記するかたちを採っている。このことは、政府の方針により公式に新暦に移行した後も、商人の活動は引き続き旧暦に基づいて行われていたことを示唆する（加藤・鎮目 2014: 89 注 41）。

も、1874（明治7）年に金2歩（2分の1両）を37匁5分（1両=75匁）で換算して記帳した事例があり、上記の相場は東讃岐地方の引田村周辺で一般的に使用されていた換算相場である可能性が高いと判断される（加藤・鎮目 2014: 88）。なお、1877（明治10）年以降はすべての取引が円建てで統一される。

以上から、①高松藩札は、幕末時点では額面表記は匁建てながら1両=74.5匁の実質両建て紙幣として使用されていたが、明治維新後の貨幣制度の混乱の中で一時的に領内における換算相場に揺らぎが生じ、廃藩置県後に明治政府が旧藩札と新紙幣の換算相手を1両=75匁と公定したことで、再びこの相場で固定されたこと、および、②東讃岐の商家である佐野家では、日々の取引において多種の貨幣を取り扱っており、その際に公定相場にほぼ追随するかたちで換算相場を決めていたことが分かる。

5. 佐野家の取引に使用された貨幣の変化と信用取引

（1）過渡期における貨幣の使用と信用取引

本節では、江戸時代の貨幣単位である匁から明治に入ってから導入された貨幣単位である円への過渡期において、取引の現場でどのような貨幣が使用されていたかを、佐野家の帳簿からみていく。まず、新貨条例が制定され円という貨幣単位が登場した1871（明治4）年と、佐野家においてすべての取引が円建てで記帳される1877（明治10）年の前年である1876年の帳簿から、実際の取引がどの貨幣により行われていたか推測する。

加藤・鎮目（2014）では、1871（明治4）年と1876（明治9）年の「金銀出入帳」と「世帯帳」に記載された個別取引の情報をもとに、明治初期の佐野家の取引がどのようなかたちで決済されていたかを推定している（表1）¹⁸。

¹⁸ 個々の取引の金額について、①匁建ての金額のみが記載されており、分未満の端数が生じない一方、各年の換算相場で両ないし円（1871年は1両=60匁、1876年は1円=75匁）で換算すると最小額面（1871年は1朱=1/16両、1876年は1厘=1/1000円）未満の端数が生じるものを「匁建て貨幣（藩札）」、②匁建ての金額のみが記載されており、特定先に対して1月分ないし複数月分をまとめて支払っているものを「匁建て節季払」、③匁建ての金額のみが記載されており、分未満の端数が生じ、各年の換算相場で両ないし円に換算すると最小額面未満の端数が生じるものを「匁建て（藩札単位未満）」、④匁建ての金額のみが記載されており、各年の換算相場で両ないし円に換算すると最小額面単位未満の端数が生じないものを「匁建て又は両/円建て貨幣」、⑤匁建ての金額に加えて両ないし円建ての金額が補記されているか、両ないし円建ての金額のみが記載されているものを「両/円建て貨幣」と分類している。このうち、①～③は匁建てで決済された可能性が高く、⑤は両ないし円建てで決済された可能性が高いと考えられる。④は匁建てで決済されたのか、両ないし円建てで決済されたのかが判然としない取引である。なお、1871年にについては両建てで記載されている取引は存在するが、円建てで記載されている取引は存在せ

これをみると、1871（明治4）年時点で、佐野家の全取引のうち匆建てで決済されたことが明らかなものは8割を超えている一方、両建て貨幣で決済されたことが明らかなものは5%に満たなかった。1876（明治9）年になると、匆建てで決済されたことが明らかな取引は全体の4割程度となり、匆建てか円建てかが判然としない（帳簿上は匆建てで記載されているが、円建てでも最小額面未満の端数が生じないため、円建てで決済された可能性が否定できない）取引が4割程度となる。もっとも、この時点でも円建てで決済されたことが明らかな取引は2割程度に止まっており、旧来の取引慣行の根強さを窺わせる。

表1 佐野家の「金銀出入帳」と「世帯帳」に記載された取引の内訳（件）

決済に使用された貨幣と決済方法（推定）	1871 年	シェア%	1876 年	シェア%
① 匆建て貨幣（藩札）	972	62.8	209	16.9
② 匆建て節季払	168	10.9	170	13.7
③ 匆建て（藩札単位未満）	178	11.5	105	8.5
④ 匆建て又は両/円建て貨幣	159	10.3	509	41.1
⑤ 両/円建て貨幣	71	4.6	244	19.7
計	1,548	100.0	1,237	100.0

出所：加藤・鎮目（2014: 91, 93）

先に述べたとおり、1871（明治4）年は、新貨条例が制定されて全国統一の貨幣単位である円が導入された年であり、また、廃藩置県によって藩が消滅し、藩札がその発行根拠を失った年でもある。また、1876（明治9）年は、佐野家の帳簿に匆建ての取引が記載される最後の年であり、翌1877（明治10）年以降、佐野家はすべての帳簿を円建てで記載することとなる。なお、讃岐地方の取引において匆建てによる帳簿への記載が1876（明治9）年まで行われ、1877（明治10）年から円建てに移行する事例は他にもみられる（加藤・鎮目 2014: 96）。この点について加藤・鎮目（2014: 96）では、香川県における地租改正事業が1876（明治9）年から開始され、同年秋から米の現物納付に代えて円による金納へと納税方法が変更されたこととの関連性を指摘している。すなわち明治政府は、1873（明治6）年に地租改正条例を制定するが、その実施時期は地域によりばらつきがあり、香川県において地租改正事業が開始されたのは、条例制定から3年後の1876（明治9）年4月に香川県が「地租改正に関する告諭大意」と題する布告を發布してからであった（香川県 1987: 337-348）。それまでは江戸時代以来の村請制に基づく米の現物納付が続いていたが、同年秋の収穫期以降は地券の所有者が納税義務者となり、円建ての金納により地租が徴収されることとなり、大地主であった佐野家は、この時点で円貨による多額の納税を行う必要が生じた（加藤・鎮目

ず、逆に、1876 年については円建てで記載されている取引は存在するが、両建てで記載されている取引は存在しない（加藤・鎮目 2014: 89-91）。

2014: 96)。

(2) 1876 (明治 9) 年の佐野家の決済

以下では、佐野家の 1876 (明治 9) 年の取引について、やや詳しくみていくこととした。この年に着目する理由は、過渡期特有の現象として、各種の取引が混在しており、かつ取引の種類によって旧来の取引形態 (例えば匁建て) から新たな取引形態 (例えば円建て) への移行のタイミング等にばらつきがみられる可能性があるからである。

a. 船頭を通じた遠隔地取引

佐野家の「金銀出入帳」には、(松屋) 喜三郎、(魚屋) 孫七、仲蔵といった船頭と思われる相手との取引が記載されている。

このうち最も取引件数の多い喜三郎との間では、年間 60 件 (支出合計で 27 件 108,567.7 匁、収入合計で 33 件 123,844.9 匁) の取引が行われている。取引記録からは、喜三郎が 1 週間から数週間の短い間隔で高松、丸亀、播磨、徳島といった引田の周辺地域を行き来していることが分かる。支出は高松のほか領外を含む各地からの原料小麦や仕込みに使用する道具類の買付代金の支払い、収入は高松を中心とする醤油売上代金の回収が中心であった。取引 1 件当たりの金額は、支出が 3,753 匁、収入が 4,021 匁 (いずれも円換算で 50 円前後) であった。

喜三郎との取引に使用された貨幣は、収入については、33 件中円建てであったことが確実な取引は 2 件のみであり、残り 31 件のうち 19 件は匁建て (円建てで換算すると最小額面未満の端数が発生)、12 件は匁建てか円建てかが不明 (円建ての金額の記載はないが、円建てでも端数は発生しない) となっている。一方、支出については、27 件中円建てであったことが確実な取引が 3 分の 2 の 18 件を占め、4 件は匁建てか円建てかが不明、匁建てであったことが確実なものは 5 件にとどまっている。これは、佐野家の製品である醤油の村外での主たる販売先が匁建ての藩札が引き続き流通していた高松城下であったのに対し、原料や道具類の仕入れ先には領外が含まれていたことを反映しているためと考えられる。さらに、高松での支払い資金を円貨で渡している事例も多くみられ、佐野家を通じて領外から領内に円が流入していたことが窺われる。また、入金と同日に同額ないしその一部金額を先渡ししているケースが散見され、預金の差し引きにより決済を行っていた形跡がある¹⁹。

¹⁹ 例えば、1876 (明治 9) 年 3 月 31 日に「九貫七百九拾六目六分 高松出店醤油代 喜三郎ヨリ入 (中略) 貳貫貳百五拾目 此金參拾円也 同人江高松醤油代金之内二而小麦代内渡」とある。これは、高松出店での醤油の売上代金 9,796.6 匁を喜三郎からいったん受け取った後、その中から 2,250 匁に相当する 30 円を小麦の買付資金として前渡ししていることを示している。なお、これらの取引が紙幣の手交により行われていたのか、それとも手形等の手段が用いられていたのかは、帳簿からは判然としない。

喜三郎に次いで取引件数の多い孫七との間では、年間 19 件（収入 6 件 33,489.43 匁、支出 13 件 169,151.7 匁）の取引が行われている。取引は冬から春の時期に集中しており、新年の 2 月から 4 月にかけて数件の取引が発生した後、11 月まで取引が途絶え、再び 11 月から翌年 3 月まで取引が断続的に記録されている（新暦の日付が記されているが、旧暦正月で始まり旧暦大晦日で締められている）。支出は播磨、伊予、高松等における大豆、小麦、米の買付代金の前渡しである一方、収入の大半は過払い分の戻入である。孫七との取引については、すべて円建ての金額が記載されており、領外取引は円建てで行われていたことが窺われる。なお、大半は円建ての新貨幣の最小額面で端数が発生しないが、一部には円建ての端数が記載され、入金と出金を相殺するかたちで預金の差し引きにより行われたとみられる取引も存在する²⁰。取引 1 件あたりの金額は、支出が 13,012 匁（円換算で 173 円）、収入が 5,582 匁（同 74 円）となっている。喜三郎と比べて大口の支払いが中心であること、夏場取引がない時期があることから、北前船等の比較的大型の船の船頭に冬場の閑散期に材料の買付けを依頼していた可能性が考えられる。

b. 節季払い²¹による村内商人との取引

表 2 は「世帯帳」に記載された佐野家の節季払いを月別の一覧にしたものである。すべて匁建ての表示となっている。数字が斜字体となっているのは、円建てで端数が生じないものである。これをみると、明治 10 年 2 月（旧暦大晦日決済）分まで円建てで端数が生じる取引が継続しており、さらに最後まで匁建てでも分未満の端数が生じている。なお、「金銀出入帳」には、酒と醤油の売上代金が匁建てで集計値として記載されており、こちらも円建て、匁建ての双方で端数が発生している。また、既述のとおり別に「醤油覚」という帳簿があり、こちらには販売先別に主力商品である醤油の売上額が記載されている。紙幣（匁建て藩札や円建て新紙幣）による現金決済を行わず、帳簿に毎月の双方の売買額と債権債務関係を記録することにより金銭の授受に代えていた可能性が考えられる。

²⁰ 例えば、1876（明治 9）年 3 月 10 日に「改 拾九貫三百三拾目八分八厘 此金貳百五拾七円七拾四銭五厘 孫七船へ相渡ス也 右者丸亀米百三拾売払代金ヲ以同人へ相渡候也」との記述があり、丸亀米の売上代金を受け取らずに孫七にそのまま預けたかたちとなっている。

²¹ 節季払いとは、商品の購入にあたりその都度対価を支払うのではなく一定期間の取引の記録を帳簿に「付け」（買い手側からみた場合）ないし「掛け」（売り手側からみた場合）取引として記載しておき、予め定められた節季の最終日に当該期間の購入の対価を一括して支払う方式。

表2 節季払いによる佐野家の支払い

	年 月 支払日	明治9年 2月分 3月1日	3月分 4月14日	4月分 5月5日	5月分 6月5日	6月分 7月8日	7月分 8月10日	8月分 9月9日	9月分 日付不明	10月分 11月14日	11月分 12月4日	12月分 1月4日	明治10年 1月分 日付不明	2月分 2月25日	合計
1 諸小遣	俵屋	1.25	26.4	37.65	18.4	26.13	31.85	41	10.45	4.2	22.25	20.2		5.2	244.98
1 八百屋物	俵屋(菓子)		13.5	18	6	9.45	5.77	22.28	13.28	14.55	15.75	13.8	7.5		139.88
2 諸小遣	山口屋宗七郎	7	3.5	8.4	8.7	37	11.2	13.73	2.25	35.18	5.78	28.5		11.85	173.09
2 諸小遣	山口屋宗七郎(土佐諸口)						470								470.00
3 諸小遣	かじ屋蔵七(藤七?)	4.5	52.5	6.1		43.73		32.5				17			156.33
4 諸小遣	多嶋屋升吉(薬)		19.7	50.5		1	3	30.2	14.6	2.7	5.6	11.6			138.90
5 諸小遣	魚屋恒光										1.8				1.80
6 諸小遣	魚屋常吉			1.4											1.40
7 諸小遣	岡田屋				3.25	5									8.25
8 諸小遣	北屋音吉									6					6.00
9 呉服物	土佐屋	1.4	33.25	18.1	14.56		35.35	47.55	17.55	43.99	15.15	49.2	41.85	95.63	413.58
10 呉服物	古作梅屋														0.00
11 呉服物	今津屋						1.5	19.26		23					43.76
12 呉服物	高松屋												62.18		62.18
13 酒肴	蛭子屋半介	140.7	110.7	76.1	112.2	180.55	73.45	74.72	233.1	105.67	59.7	165.38	98.03	24	1454.30
14 酒肴	川船屋		7												7.00
15 酒肴	松之下(魚屋)藤四郎		9.5												9.50
15 八百屋物	松之下(魚屋)藤四郎													4.2	4.20
16 酒肴	塩津屋才吉		19.9	10	8	2.2		4.25	1.2	5	9	7.2			66.75
17 酒肴	川又屋嘉次郎				8.5				8.3	1.5					18.30
18 酒肴	魚屋鉄次郎					26.6			1.2	3.45	41.3		5.4		77.95
19 酒肴	松之下鉄蔵											15.15			15.15
20 八百屋物	播磨屋常介	50.33	27.33	24.09	13.41	28.33	5.1	11.32	30.7	28.65	13.5	15.6	16.8	33.8	298.96
21 八百屋物	中野屋	57.1	34.7	19.55	28.36	50.86	40.95	80.58	59.4	88.2	33.45	23.62	22.5	13.22	552.49
22 八百屋物	魚屋安太郎(魚安)		7.5					1.5				3.38	6.38		18.76
23 八百屋物	柴屋(志業屋)	2.2	5.1	3.6	3.2	4.3	2.25	2.2	1.8	5.25	9	7.5	0.75	0.75	47.90
24 八百屋物	明野屋	6		7.8				6.3				1.35			21.45
25 八百屋物	魚正				1.5										1.50
26 八百屋物	(古作)梅屋				96.23			20.22	4.8						121.25
27 八百屋物	魚屋	3.25													3.25
28 八百屋物	長崎屋													5.4	5.40
29 材木	世瀬屋嘉吉		151	46.1	38.5							4			239.60
30 材木	若木屋		127.9	13	23.7	4.4									169.00
	合計	273.73	649.48	340.39	384.51	419.55	680.42	407.61	398.63	367.34	232.28	383.48	261.39	194.05	4992.86

出所：明治9年「世帯帳」より筆者作成。

c. 従業員等への賃金の支払い

「世帯帳」には、奉公人の「給銀」、大工や左官の「作料」、醸造用の米や麦の加工に際しての「米踏賃」「麦踏賃」、日雇人の労賃である「日雇代」および「女日雇」、米の輸送にかかる「米駄賃」が項目ごとに記載されている。

奉公人の「給銀」は合計8名に対して20回の支払いが記載されており、数か月分をまとめて支払っている。円建ての金額が記載されている1名(2回)を除き、匁建ての記載しかなく、大半が円建てで最小額面以下の端数が生じる。いずれも紙幣(匁建ての場合には藩札、円建ての場合には新紙幣)の最小額面では端数が発生しないかたちでの支払いが可能な金額であり、奉公人の賃金は紙幣で支払われた可能性が高いと思われる。

「作料」については、大工へは37件、左官へは7件の支払いがそれぞれ記載されており、親方と目される特定の相手に数人分をまとめて支払っている。支払いはすべて匁建てで記載されているが、紙幣の最小額面未満の端数が頻繁に発生しており、村内商人との取引と同様に、金銭の授受によらず帳簿上で決済されていた可能性が考えられる。

「踏賃」については、米12件、麦12件の支払いがそれぞれ記載されており、親方と目される支払い相手が記載されている場合とそうでない場合がある。大半は藩札の最小額面未満の端数が生じないが、米12件中1件、麦12件中2件については端数が生じている。紙幣により支払われた可能性が高いと思われるが、作料と同じく金銭の授受によらず帳簿上で決済されていた可能性は否定できない。

「日雇代」「女日雇」については、「日雇代」27件、「女日雇」10件の支払いが記載されて

おり、親方と目される特定の相手に対して数人分をまとめて支払っている。1件（1877=明治10年2月7日の「女日雇」の1円80銭）を除きすべて刃建てで記載されており、また、1件（1876=明治9年11月25日の「女日雇」の78匁7分5厘）を除き、藩札の最小額面未満の端数は発生しない。紙幣により支払われた可能性が高いと思われるが、作料と同じく金銭の授受によらず帳簿上で決済されていた可能性は否定できない。

「米駄賃」については、44件の支払いが記載されており、3月中に3件の支払いがあった後、約8か月の間をおいて11月下旬から2月上旬にかけて41回の支払いが発生しており、秋の収穫後に米の運搬を依頼していた人足への支払いと思われる。支払相手の記載はなく、代わりに場所（石田村ないし三谷村）と運搬量（石単位）が記載されている。金額はすべて刃建てで記載されており、藩札の最小額面未満の端数は発生しないことから、紙幣により支払われた可能性が高いと思われる。興味深いことに、12月以降の支払いは、刃建てだけでなく円建て紙幣の最小額面未満でも端数が発生しないので、円建ての新紙幣で支払われた可能性も否定できない。その背景に関する記録がなく詳細は不明であるが、この年の秋から当地において地租改正事業が実施に移され、現物納付から円建ての金納へと変わったことが影響していたのかもしれない。

d. その他の小口支払い

「世帯帳」には、上記の a. b. c. に該当する取引を含めて、外部との取引 868 件が記載されている²²。このうち 777 件は財（日用品や作業用資材など）ならびにサービス（芝居見物や人力車の代金など）の提供の対価としての金銭的資産の支払い、91 件は寺社への寄進や冠婚葬祭に関わる知人への贈与であった。これらの支払いに関する記載をみると、1876（明治9）年時点で東讃岐地方では、さまざまな小口の支払いに正式には通用力を喪失したはずの刃建ての藩札が広く使われていたこと、その一方で、取引の種類によってばらつきを持ちつつも円建ての新紙幣が徐々に浸透しつつあったことが窺われる。

財・サービスの提供の対価としての支払いのうち上記の a. b. c. に該当しない取引をみると、刃建ての藩札の最小額面未満の端数が生ずる取引はほとんどない一方、年間を通じて円建ての金額が記載されている取引はそれほど多くなく、かつ円建ての新紙幣の最小額面未満の端数が生ずる取引が旧暦の大晦日近くまで発生している。このことから、佐野家の周辺

²² このほか、「飯米」（食用米）ならびに「醤油味噌」については、そのほとんどを外部から購入せずに自家生産分を充てていたものと思われ、「丙子二月ヨリ八月迄（中略）六貫八百五拾七匁九分五厘 飯米代 壹石ニ付四百七匁更 此米拾六石八斗五升」「同九月ヨリ丁丑二月十二日迄（中略）四貫八百四拾目也 同断 壹石ニ付三百四拾五匁更 此米拾四石貳升九合」（「飯米留」）、「醤油壹石五斗五升 壹升ニ付五匁九分更 代九百拾四匁五分」「味噌百四拾三貫目也 壹貫目ニ付九匁更 代壹貫貳百八拾七匁也」（「醤油味噌留」）といった記述がみられる（いずれも日付なし）。

では 1876（明治 9）年まで藩札が日常の取引に広く使われていたことが窺われる。なお、寺社への寄進に関しても概ね同様の傾向がみられたが、冠婚葬祭に関わる知人への贈与に関しては、年初から円貨が使われていた。詳細は不明であるが、冠婚葬祭に関わる贈与については、旧来の藩札ではなく新紙幣を使用する何らかの要因が働き、他の取引と区別した扱いがなされていた可能性を示唆する²³。また、檀那寺である積善坊²⁴への布施は、6 月までは刃建てで支払いがなされているが、8 月以降は円建てに変わる（7 月は支払いなし）。一商家の事例から地域全体の貨幣使用状況を類推することには慎重さが求められるにしても、儀礼的な取引の一部は、地租改正の実施を待たずに円建ての新紙幣へ移行していた可能性がある²⁵。

6. 佐野家を取り巻く金銭的資産の流れ

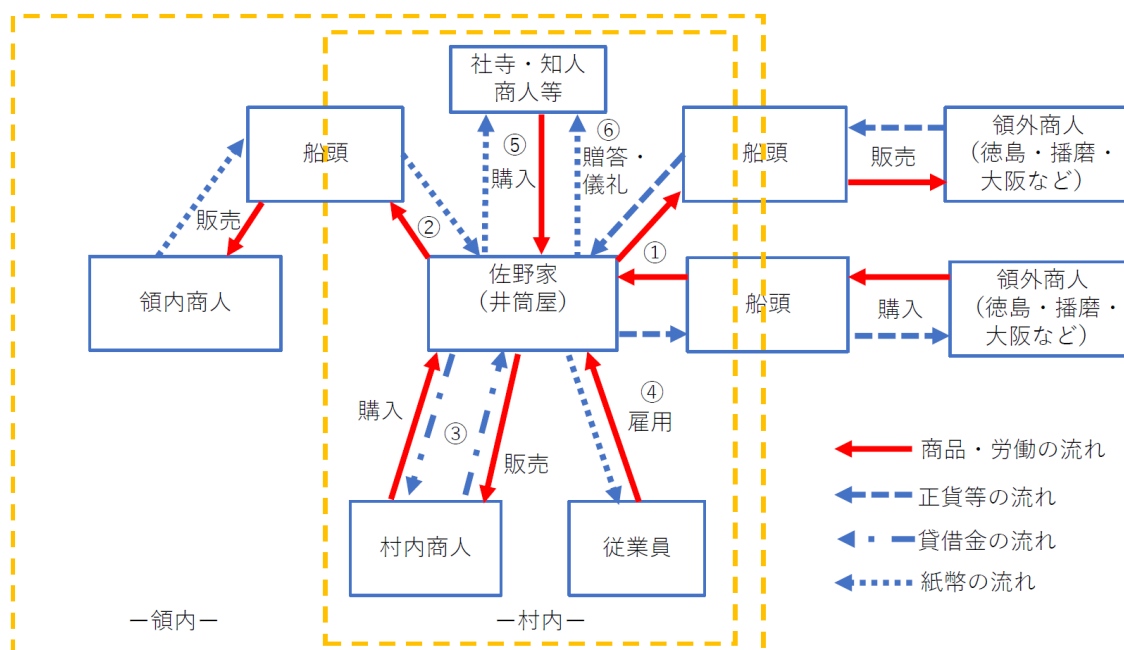
本節では、前節の分析を通じて明らかになった佐野家の取引をもとに、取引の種類ごとのどのような貨幣が用いられていたかを整理する。図 3 は、「金銀出入帳」と「世帯帳」をもとにした分析により明らかとなった佐野家を取り巻く金銭的資産の受払を図式化したものである。これをみると佐野家は、村内、領内、領外という異なるレベルの取引の結節点に位置していたことが分かる。

²³ 例えば、1876（明治 9）年 3 月 30 日に「貳拾貳目五分 店重吉父七回忌ニ付香料 此金参拾銭也 外ニ酒貳升」、同 5 月 5 日に「参拾七目五分 松原風呂元力蔵病死香料 此金五拾銭也」、同 5 月 11 日に「壹百壹拾貳目五分 日下氏へ東洲様六十一回忌香料 此金壹円五十銭 外ニ生菓子饅頭五拾宛都合百也、代価五十円也」、同 7 月 10 日に「参拾七目五分 山下角造妻病死香料 此金五拾銭也」、といった記述がみられる。

²⁴ 積善坊（<ルビ：しゃくぜんぼう>）（東面山宝船院）は真言宗御室派に属し、高松藩初代藩主松平頼重が遊獵の折の宿舎として当寺を選ぶなど、江戸時代を通じ藩主の援助を得て寺勢を拡大したとされる（引田町史編さん委員会 1995: 561-563）。1863（文久 3）年の宗門改めによれば、引田村所在の寺院の中で積善坊の檀家は 57 軒 691 人で村内最大となっている。また、1843（天保 13）年の宗門改めによれば、積善坊の檀家のうち士分格を持つ「牢人」として日下由太郎と並んで佐野家の当主である佐野五郎左衛門の名前が見える（引田町史編さん委員会 1995: 326-328）。

²⁵ ゼライザーは、家族内の所得の分配、親戚知人との間の贈り物のやりとり、寄付や援助といった市場外取引に着目し、米国内で貨幣体系が統一された 19 世紀後半以降においても、人びとは貨幣に色を付け（earmark）、局面に応じて貨幣を使い分けていたとした（Zelizer 1994: 17-18）。ゼライザーは、人びとのこうした営みを、市場経済の下でとすれば脆弱なものになりがちな社会的関係を、積極的かつ創造的な力で貨幣を使い分けることにより、克服しようとするものであったとしている（Zelizer 1994: 35）。

図3 佐野家を取り巻く金銭的資産の流れ



出所：佐野家文書「金銀出入帳」「世帯帳」各年綴をもとに筆者作成。

すなわち佐野家は、事業活動の一環として、村内外の商人から原材料を購入するとともに、従業員から労働の提供を受け、これらに対して代金ないし賃金の支払いを行う一方、村内外の商人に対して製品の販売を行い、その対価を受け取っていた。このうち遠隔地（高松城下および領外）の商人との取引は、原則として長期的な契約関係にある船頭に購入や販売を委託するかたちで行われ、出港の際に支払資金を前渡しし、船頭が帰港した際に実際に受け払いされた金額をもとに過不足分を差し引きして精算するという仕組みをとっていた（①および②）。佐野家と船頭との間に長期的な取引関係を前提とする継続的な信用取引が行われていたことになる²⁶。また、村内の商人との取引は、相互に売り買いの数量と金額を帳簿に記載して原則月毎に新規に発生した貸借金額を確認し、前月時点でのネット貸借残高から差し引きして当月時点のネット貸借残高を確定することで済ませていた（③）。その際、幕府正貨や藩札で貸借残高を解消するような精算取引が行われた形跡はなく、取引が将来にわたって継続することを前提に債務の返済は行わない状態が続いていたものと推察され、専ら継続的な信用取引に基づいて行われていたことになる。雇用関係にある従業員や作業を依頼した職人・人足などに対しては、労働サービスの提供の対価として賃金を支払っていた（④）。これらの取引以外に、日用品や作業用資材の購入、娯楽や遊興、余暇活動に関連

²⁶ 江戸時代の物流の中心地は大阪であったが、瀬戸内海では、大坂を経由しない物資の流れも盛んであり、直島周辺で発生した海難史料には、引田に船籍のある船の記録も含まれている（上村 1994: 92）。

する小口の支払い（⑤）、冠婚葬祭に係る村内外の知人や寺社等への贈答（⑥）等のスポット的な取引も発生していた。賃金の支払いやその他のスポット的な取引に関する支払いは基本的に紙幣によってなされることが多かったと考えられる。

江戸時代には、佐野家の取引は基本的に匁建てで行われていたが、高松藩領内では、幕末にかけて匁の呼称を維持しつつ、両建ての計数貨幣に貨幣の価値を固定するようになり、そこで 1871（明治 4）年の廃藩置県を迎えた。廃藩により藩札はその発行根拠を失うこととなったが、その後も 1876（明治 9）年まで領内の取引の多くが匁建てで行われ、1877（明治 10）年から全面的に円建てへと移行した。

佐野家の帳簿を用いて、匁建ての取引が記載されている最後の年である 1876（明治 9）年の東讃岐地域において各種取引がどの貨幣により行われていたかを推測すると、以下の点が指摘できる。①領外から円建ての新紙幣が徐々に浸透する中にあっても、藩札や節季払いといった旧来の匁建ての取引が根強く残っていたこと、②匁建てから円建てへの移行の画期としては、地租改正の実施による円貨による納税の開始との関係が示唆されること、③移行の過程では、取引の種類によってそのタイミングにばらつきがみられたこと、である。

やや詳しくみると、第 1 に、船頭を通して行われていた領外との取引（①）はすべて円建てであった。その際、円建ての新紙幣を手交していたのか、手形等を利用して船頭との間で預金の差し引きが行われていたのかは判然としない。第 2 に、船頭を通して行われていた領内遠隔地（高松等）との取引（②）は、基本的に匁建てであったが、一部は円建てで行われるようになってきており、円建ての新貨幣が領内に徐々に浸透していたこと、また、その際に佐野家のように領内外に跨る事業を展開していた商人が、新貨幣の浸透に一定の役割を果たしていたことが窺われる。第 3 に、節季払いに基づく村内の商人との取引（③）はすべて匁建てで、かつ相互の売り上げを帳簿上で差し引きするかたちで現物貨幣の受け渡しをせずに取引が行われていた。第 4 に、従業員や作業を依頼した職人・人足への賃金の支払い（④）は、匁建ての藩札で行われることが多かったが、大工や左官等の職人に対する支払いは、村内の商人との取引に準ずるかたちで、帳簿上の差し引きによって行われていた可能性がある。なお、米の輸送にかかる労賃の支払いは、地租改正が実施された 11 月以降、円建ての新紙幣でも端数が発生しない金額に変化しており、地租改正を機に匁建てから円建てへの移行が進展した可能性を示唆している。第 5 に、日用品や作業用資材の購入、娯楽や遊興、余暇活動に関連する小口の支払い（⑤）、および冠婚葬祭に係る村内外の知人や寺社等への儀礼的な支払い（⑥）は、匁建ての藩札により行われることが多かったが、儀礼的な支払いの一部については、やや先行して円建ての新紙幣が使われることもあった。

7. むすびに代えて：取引に使用する貨幣の選択と信用に関する含意

本論では、貨幣と信用との関係を探るとの観点から、統一通貨としての円が導入されて間もない明治初期の日本の一地方において、各種の財やサービスの提供の対価としての支払いや儀礼的な贈与などさまざまな取引に実際に使用された貨幣について検討を試みた。具

体的には、讃岐国（現在の香川県）の東端に位置する大内郡引田村で醸造業を営んでいた商家の会計帳簿を用い、旧通貨単位の匁から新通貨単位の円への移行時期に使用された貨幣がどのように変化したかをみた。その結果、旧来の取引慣行が根強く残っていた面があったこと、および取引の種類によって移行時期にズレが生じていた可能性があることが分かった。

この事実、1 円=75 匁で交換相場が固定されていた中であっても、円建てで行われるある額面（例えば1 円）の取引と、それと同じ額面価値の匁建て（例えば75 匁）の取引とがお互いに同等ではなかった可能性を示唆する。佐野家の場合、遠隔地取引における船頭への資金の預託と後日の精算、村内の他の商人との間の節季払い、従業員や作業を依頼した職人・人足への賃金の支払い、葬祭儀礼に関する贈与など、相手方との間での広義の信用と関係する多くの取引が発生していた。ある取引にどの貨幣を使い、どのような形態で取引を行うかについて当事者間で合意するにあたっては、取引費用の最小化といった単純な経済合理性だけでなく、当事者が属する集団・社会やその文化的要素からも影響を受けている可能性があるほか、明治維新後のような大きな社会的変動の中で、そもそもこうした合意が成立すること自体が、地域社会のあり方を規定していた面もあったかもしれない。

「1. はじめに」で言及した黒田の用語法に従えば、佐野家は、遠隔地取引に従事する商人集団、村内の商人集団、佐野家の事業や家計に関係する従業員や職人・人足の集団、儀礼と結びついた地域のコミュニティ集団といった複数の「支払協同体」に属しており、それぞれの「支払協同体」の中で使用する貨幣が同一である必然性はなかった。明治政府による貨幣単位の変更に伴う過渡期的状況下において、その事実が可視化されたとみることできる。グレーバーが論じているように、ある社会において表現され、共有されている価値体系の表象物が貨幣であるとすれば、使用する貨幣によって、共有されている価値体系自体も異なる可能性がある。このことは、近代の経済学が依拠してきた、合理的な個人が自らの効用を最大化すべく互いに独立して意思決定を行うという「経済人」の仮定の妥当性にも関わってくる。すなわち、合理的な個人が予め本人の中で統一された価値体系に基づいて個々の事物から得られる効用を測定しているのではなく、本人が属する社会を構成する他者との関係において本人が行う行為によってはじめて個々の事物の価値が決定することを含意する。もとより、ひとつの事例のみから普遍的な結論を導くことには慎重であるべきであるが、日常の行為に関する歴史的事象の観察とそこから得られる洞察は、現代に生きるわれわれにも大いなる示唆を与える。

（参考文献）

M・アグリエッタ、A・オルレアン編（2012）『貨幣主権論』藤原書店

岩橋勝（2002）「近世の貨幣・信用」桜井英治・中西聡編『流通経済史』山川出版社、431-469 頁

岩橋勝（2019）『近世貨幣と経済発展』名古屋大学出版会

- 上村雅洋（1994）『近世日本海運史の研究』吉川弘文館
- 梅村又次・山本有造（1989）「概説 1869-85」梅村又次・山本有造編『日本経済史 3 開港と維新』岩波書店、1-53 頁
- 香川県編（1987）『香川県史』第 5 卷（近代 I）、四国新聞社
- 香川県編（1989）『香川県史』第 4 卷（近世 II）、四国新聞社
- 加藤慶一郎（2012）「近世後期における通貨：高松藩を中心に」『松山大学論集』第 24 巻第 4-2 号、247-268 頁
- 加藤慶一郎・鎮目雅人（2014）「幕末維新期の商品流通と貨幣の使用実態について：東讃岐地方の事例から」『社会経済史学』第 79 巻第 4 号、81-97 頁
- 神山恒雄（1994）「官業から民業へ」高村直助編『近代日本の軌跡 8 産業革命』ミネルヴァ書房、17-48 頁
- 木原博幸（2009）『近世讃岐の藩財政と国産統制』溪水社
- 木村礎・藤野保・村上直編（1990）『藩史大事典』第 6 巻中国・四国編、雄山閣出版
- グレーバー、デヴィッド（2022）『価値論：人類学からの総合的視座の構築』以文社
- 黒田明伸（2014）『増補新版 貨幣システムの世界史 <非対称性>を読む』岩波書店
- 小林延人（2015）『明治維新期の貨幣経済』東京大学出版会
- 作道洋太郎（1961）『日本貨幣金融史の研究』未来社
- 鎮目雅人（2023）「幕末維新期日本の貨幣制度と貨幣使用の変遷：デジタル通貨時代における複数通貨の併存と統合を見据えて」SBI 金融経済研究所『所報』第 4 号、54-67 頁
- 新保博・長谷川彰（1988）「商品生産・流通のダイナミックス」速水融・宮本又郎編『日本経済史 1 経済社会の成立：17-18 世紀』岩波書店、218-270 頁
- 杉山和雄（1962）「国立銀行政策の一考察：秩禄処分との関係を中心とする」『金融経済』第 74 号、27-46 頁
- ドッド、ナイジェル（1998）『貨幣の社会学』青土社
- 西川俊作・天野雅敏「諸藩の産業と経済政策」新保博・斎藤修編『日本経済史 2 近代成長の胎動』岩波書店、174-217 頁
- 日本銀行金融研究所貨幣博物館編（2017）『貨幣博物館常設展示図録』日本銀行金融研究所貨幣博物館
- 日本銀行調査局編（1973）『図録日本の貨幣 7 近代幣制の成立』東洋経済新報社
- 引田町史編さん委員会編（1995）『引田町史』、引田町
- 堀江保蔵（1933）『我国近世の専売制度』日本評論社
- 本城正徳（2002）「近世の商品市場」桜井英治・中西聡編『新体系日本史 12 流通経済史』山川出版社、235-274 頁
- マンキュー、グレゴリー（2019）『入門経済学（第 3 版）』東洋経済新報社
- 吉沢英成（1981）『貨幣と象徴：経済社会の原型を求めて』日本経済新聞社
- Zelizer, Viviana A. 1994. *The social meaning of money*, Basic Books.